

# 特定健康診査・特定保健指導の実施状況

特定保健指導実施率13.62ポイント増加！

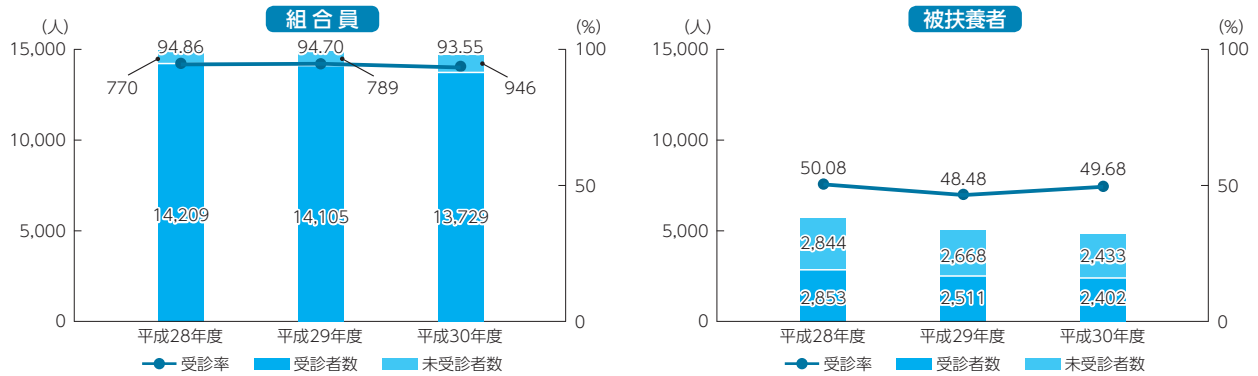
当組合では40歳以上75歳未満の組合員と被扶養者の方に特定健康診査を実施し、その結果、生活習慣病の発症や重症化のリスクが高い方に特定保健指導を実施し、生活習慣の改善に必要な助言や支援を行っています。

平成30年度については、特定健康診査受診率が82.68%（前年度：82.78%）、特定保健指導実施率が30.75%（前年度：17.13%）となりました。

特に、特定保健指導の実施率は13.62ポイント伸びており、組合員の方の健康意識の向上が見られました。一方、被扶養者の方は、半数以上の方が特定健康診査を受けていない状態で、受診率に改善は見られませんでした。

健康管理のため特定健康診査は必ず受診しましょう。

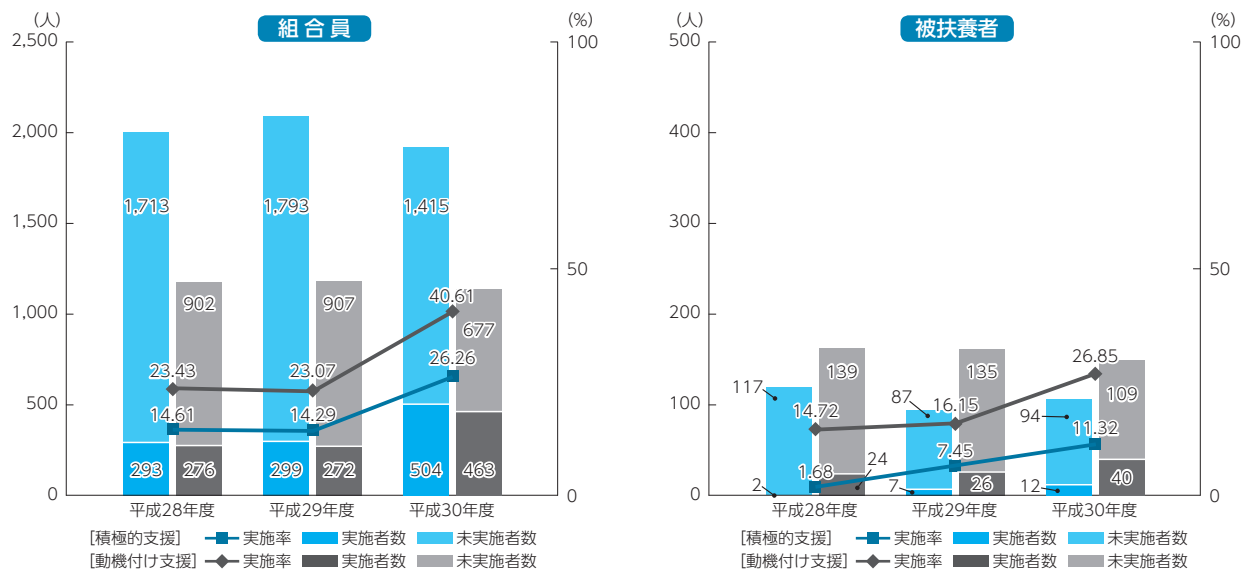
## ◆特定健康診査実施状況



※被扶養者には任意継続組合員とその被扶養者を含む。

## ◆特定保健指導実施状況

特定保健指導は、対象者のうち40歳から58歳までの方に実施しています。



※実施率 (%) = 実施者数 ÷ 対象者数 × 100

※被扶養者には任意継続組合員とその被扶養者を含む。

### 被扶養者の方へ

パート先等で受診した  
健診結果提出のお願い

パート等でお勤めされている40歳以上75歳未満の被扶養者の方が職場で健康診断を受診した場合は、当組合へ健診結果の写しを提出いただくことにより、特定健康診査を受診したことになりますので、組合員の方をと おして共済事務担当課に提出して下さるよう、ご協力をお願いします。